

令和8年10月6日
九州地方整備局**安全で快適に効率よく、建築物を使い続けるために！**
～施設管理者に、確認ポイントを現地解説し、保全相談会を開催します～

すべての国家機関の建築物では、関係法令に基づき、建築物が安全で快適に効率よく使用されるよう、「支障がない状態の確認」を施設管理者が行う必要があります。

この「支障がない状態の確認」とは、建築物が支障がない状態に保全されているかどうかを、目視や聴音、触診などの簡易な方法により、巡回しながら日常的に実施されるもので、建築物や建築設備の日常のわずかな変化をとらえて、適切に処置することにより、故障や事故などの発生を未然に防ぐことを目的として実施されるものです。

この度、九州地方整備局営繕部では、国家機関で建築物の管理に関わる皆様を対象に、実際の庁舎を巡回しながら「支障がない状態の確認」のポイントを解説する「現地解説」と、日頃の施設管理に関するご質問やご相談を受け付ける「保全相談会」をあわせて、下記のとおり開催します。

開催に当たっては、国家機関の関係の皆様のほか、独立行政法人や地方公共団体で建築物の管理に関わる方々にもご参照いただけるよう、参加を呼びかけています。

記

「現地解説・保全相談会」

- 開催日時： 令和8年10月13日（火） 13：30～17：00頃
○開催場所： 福岡第2合同庁舎（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
○参加者： 九州地方に所在する国家機関の施設管理担当職員のほか、独立行政法人及び地方公共団体の建築物の管理担当者

- 開催内容： （1）「支障がない状態の確認」の概要を説明
（2）庁舎を巡回し、建築物の確認ポイントを現地解説
（3）現地解説後、保全相談会を開催（希望者のみ）

※当日、取材いただくことができます。

取材希望の方は、10月9日（金）12：00までに事前申込をお願い致します。

- <取材日時> 令和8年10月13日（火）14：45～
<集合場所> 福岡第2合同庁舎2階 共用会議室5・6
<説明者> 九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室長
<取材可能内容> ① 上記集合場所で、開催内容の説明、質疑応答
② 庁舎屋上など共用部へ移動し、現地解説状況を撮影
③ 集合場所に戻り、保全相談会の開催状況を撮影

※上記説明者が随時、質疑応答に対応します。

※写真撮影等は進行の妨げにならないようお願い致します。

【問い合わせ先・申込先】

国土交通省 九州地方整備局 営繕部
保全指導・監督室 室長補佐 大和 正蔵 （内線5512）
保全指導係長 稲垣 希 （内線5531）
TEL 092-476-3539（直通）
E-mail qsr-hokanshitsu@ki.mlit.go.jp